

CPTPPをめぐる状況について

令和7年9月

内閣官房 TPP等政府対策本部

目次

- 01 | CPTPPについて（概要）
- 02 | 交渉経緯と協定の意義・内容
- 03 | 協定発効後の展開
- 04 | 国内における協定の活用

01

CPTPPについて（概要）

02

交渉経緯と協定の意義・内容

03

協定発効後の展開

04

国内における協定の活用

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

概要

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定から米国が離脱した後、日本がリーダーシップを発揮してTPP協定の一部を凍結した上で同協定の内容を実現する新たな協定(CPTPP)について交渉を進め、米国以外の11か国で署名。2018年12月に発効。
- 幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていく意義を有する。
- 協定の最高意思決定機関であるTPP委員会(閣僚級)を原則年一回開催。2025年議長国はオーストラリア。
- 2024年12月に英国が加入。現在はコスタリカの新規加入手続中。
- 加入プロセスに関する意思決定は、オークランド三原則(①加入要請エコノミーがCPTPPの高い水準を満たす用意があること、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること、③締約国のコンセンサス)に基づいて行われる。

メキシコ
日本
シンガポール
ニュージーランド
カナダ
豪州
ベトナム
ペルー
マレーシア
チリ
ブルネイ
英國

締約国

これまでの経緯

協定発効前	2010年3月 TPP協定交渉開始(当初は8か国) 2013年7月 日本が交渉参加 2016年2月 署名 2017年1月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 米国、TPP離脱の大統領覚書を発出								2017年3月 TPP閣僚会合:11か国で議論開始 11月 TPP閣僚会合:CPTPP大筋合意 2018年3月 署名式 7月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 12月 CPTPP発効(署名11か国うち6か国) ※ 2023年7月 ブルネイを最後に署名11か国全てについて発効
協定発効後	2019年 日本※1 2020年 メキシコ 2021年 日本 2022年 シンガポール 2023年 NZ 2024年 カナダ 2025年 豪州								人口合計 約5.8億人(全世界の約7.3%)
議長国	1月 第1回会合 10月 第2回会合								GDP合計 約15.5兆ドル(全世界の約14.6%)
TPP委員会の開催状況	8月 第3回会合 9月 第4回会合 10月 第5回会合 11月 第6回会合 12月 第7回会合 1月 第8回会合								貿易総額 約8.3兆ドル(全世界の約17.5%)
新規加入に関する動き	2月 英国加入要請 6月 英国の加入作業部会設置(議長:日本) 9月 中国加入要請 台湾加入要請 12月 エクアドル加入要請 8月 コスタリカ加入要請 12月 ウルグアイ加入要請 5月 ウクライナ加入要請 11月28日 コスタリカの加入作業部会設置(議長:ペルー) 12月15日 英国の加入議定書が発効※2 8月 フィリピン加入要請 UAE加入要請								

※1 第1回TPP委員会において、2019年は特別措置として日本がTPP委員会議長を務め、2020年以降は国内手続完了の通報順に輪番とすることが決定。

※2 英国に加えて8か国(日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ)については2024年12月15日に発効。豪州については2024年12月24日に発効。

01 | CPTPPについて（概要）

02 | **交渉経緯と協定の意義・内容**

03 | 協定発効後の展開

04 | 国内における協定の活用

協定の意義

- CPTPPは、物品・サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化を進めるとともに、幅広い分野をカバーした高い水準の共通ルールを構築。締約国全体で人口約5.8億人、GDP約15.5兆ドル、貿易総額約8.3兆ドル。
- 我が国や締約国全体の経済成長に資するという経済的意義に加えて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国・地域がルールに基づく自由で公正な経済秩序を構築するという戦略的意義を保持することが重要。

CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

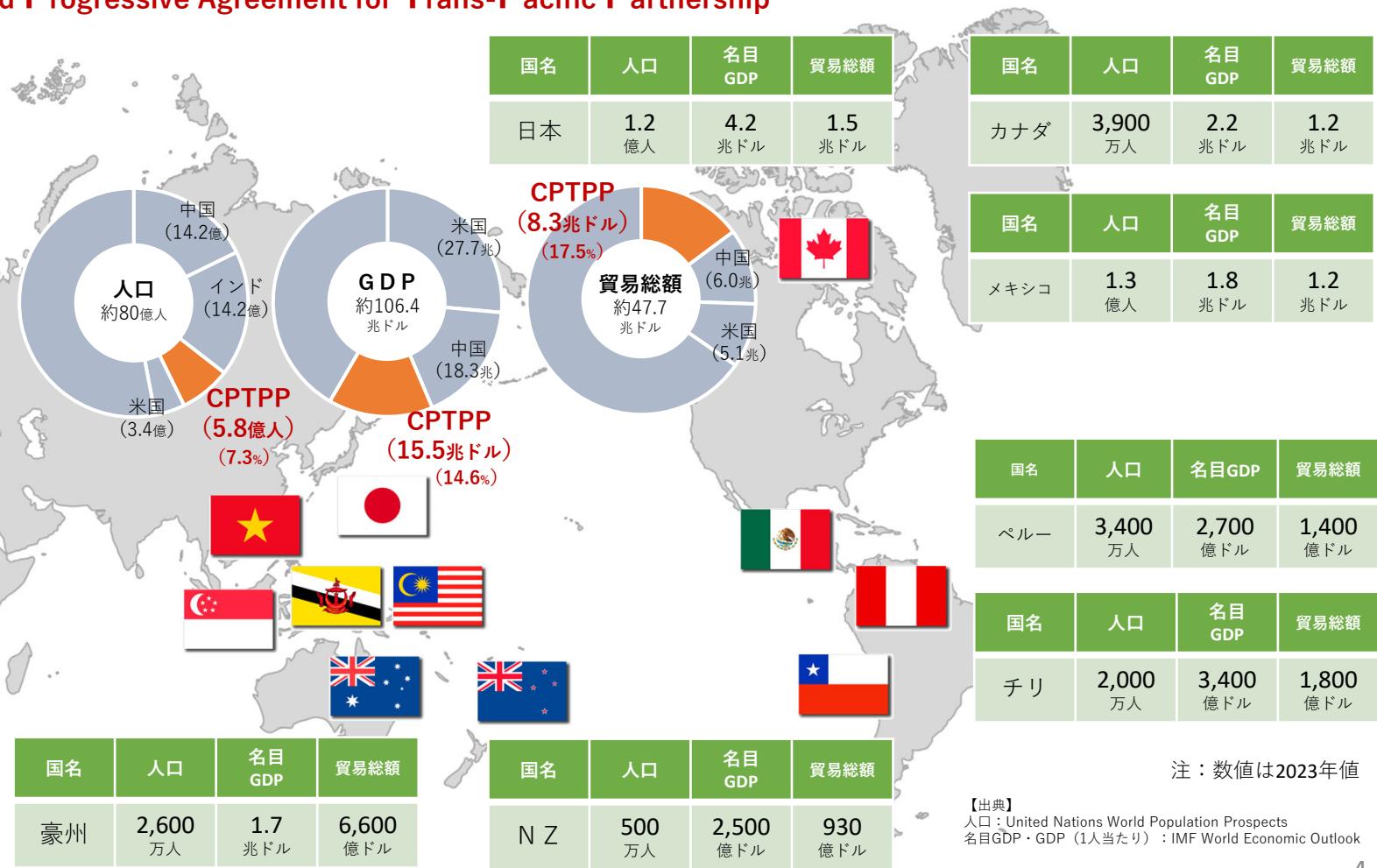
国名	人口	名目GDP	貿易総額
英国	6,800万人	3.4兆ドル	1.2兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ベトナム	9,800万人	4,300億ドル	6,600億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
シンガポール	600万人	5,100億ドル	9,000億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ブルネイ	45万人	150億ドル	180億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
マレーシア	3,400万人	4,000億ドル	5,800億ドル



交渉の経緯

- 日本は2013年7月からTPP交渉に参加。約2年間の交渉を経て、2015年10月に大筋合意。2016年2月に署名。
- 2017年1月に米国がTPPから離脱したが、日本がリーダーシップを発揮して米国を除く11か国での議論を進め、2017年11月にはTPP協定の内容を実現するための新たな協定（CPTPP）として大筋合意。2018年12月に発効。

2010年 3月 NZ、シンガポール、チリ、ブルネイ（P4協定加盟4か国）、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始

2013年 2月 日米首脳会談：日米共同声明を発表
3月 日本の交渉参加を表明
7月 交渉参加（於：マレーシア・コタキナバル）

（交渉参加 計12か国：NZ、シンガポール、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本）

2015年 2月 TPP首脳会合2回、TPP閣僚会合8回
・ 日米首脳会談2回、日米閣僚協議5回

10月 TPP閣僚会合（於：米国・アトランタ）にて大筋合意

2016年 2月 TPP協定署名（於：NZ・オークランド）
12月 国会においてTPP協定を承認、関連法が成立

2017年 1月 米国トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書に署名
11月 TPP11閣僚会合（於：ベトナム・ダナン）
CPTPPの条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに大筋合意

2018年 3月 CPTPP署名（於：チリ・サンディエゴ）
6月 国会においてCPTPPの締結を承認・関連法が成立
12月 発効（メキシコ・日本・シンガポール・NZ・カナダ・豪州）



ダナン閣僚会合後の共同記者会見（2017年）



東京での高級事務レベル会合（2018年）

CPTPPにおける関税撤廃の状況

- CPTPPでは、過去に日本が締結したEPAと比較しても高いレベルでの関税撤廃を実現。
- 一方、我が国の農林水産物については、重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当てやセーフガード措置の導入等により関税撤廃の例外を確保。
- 締約国の関税撤廃率
- 日本の関税撤廃率

	品目数ベース
カナダ	99%
ニュージーランド	100%
豪州	100%
ブルネイ	100%
チリ	100%
マレーシア	100%
メキシコ	99%
ペルー	99%
シンガポール	100%
ベトナム	100%
英國	100%

95%（品目数ベース）	
工業製品	100% ※うち即時撤廃率：95.3%
農林水産品	82%

【2013年3月国会（衆・参農林水産委員会）決議（抄）】

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。
- 十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も認めないこと。

（参考）日本が近年締結したEPAにおける関税撤廃率（品目数ベース）

- ① 日EU・EPA（2019年発効）：日本側 94%、EU側 99%
- ② RCEP協定（2022年発効）：協定参加国全体 91%

※ 数値は、各国の日本に対する関税撤廃率

※ 締約国及び日本の農林水産品の撤廃率は小数点第一位を四捨五入（NZ、シンガポール、ブルネイは全ての品目について関税撤廃）、日本の工業製品は小数点第二位を四捨五入。

協定の全体像

- 協定は、物品貿易の関税率に加え物品・サービス貿易に関する幅広い分野について高い水準のルールを定めており、計30章で構成。

(1) 冒頭の規定及び一般的定義 協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共に存することができるることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(3) 原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品（= TPP域内で生産された product）」として認められるための要件や証明手続等について定める。	(4) 繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	(5) 税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
(6) 貿易上の救済 ある产品的な輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該產品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）等について定める。	(7) 衛生植物検疫（SPS）措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(8) 貿易の技術的障害（TBT） 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要的障害とならないように、ルールを定める。	(9) 投資 投資家間の無差別原則（内国民待遇、最惠国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(10) 国境を越えるサービスの貿易 国境を越えるサービス提供に関する内国民待遇、最惠国待遇、市場アクセス（数量制限等）、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。
(11) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(12) ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国との約束を定める。	(13) 電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関する内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(16) 競争政策 競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。	(17) 国有企業及び指定独占企業 国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。	(18) 知的財産 特許、商標、意匠、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。	(19) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和しないこと等について定める。	(20) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(21) 協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(22) 競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	(23) 開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	(24) 中小企業 中小企業のための情報、中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	(25) 規制の整合性 締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を定める。
(26) 透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関する事項等を定める。	(27) 運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。	(28) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	(29) 例外及び一般規定 締約国に対する協定の適用の例外が認められる場合等について定める。	(30) 最終規定 協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

協定の特徴①（高い水準の共通ルールの構築）

- CPTPPでは、例えば下記のとおり、包括的・高い水準の共通ルールを構築。

電子商取引

- ・電子的送信に対する関税賦課禁止
- ・電子的手段による自由な情報の越境移転の確保
- ・サーバー現地化要求の禁止
- ・ソースコード（ソフトウェアの設計図）移転やアクセス要求の禁止

貿易円滑化

- ・急送貨物の迅速な税関手続（6時間以内の引取り）
- ・輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度
(輸入を予定している貨物の関税率表上の区分や関税率について税関に照会し、回答を受けることができる制度)

知的財産

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
商標の不正使用に対する損害賠償制度
営業秘密の不正取得や商標を侵害するラベル・パッケージの使用に対する刑事罰 など

サービス・投資

- ・投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止
- ・コンビニを含む流通業における外資規制の緩和
ベトナム：出店審査制度の廃止、マレーシア：外資出資禁止→出資上限30%など

国有企业

- ・非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

協定の特徴②（国際的なルール形成への寄与）

- CPTPPで構築された共通ルールの一部は、ルールの体系化やその後の国際的普及に大きく寄与。
- 例えば電子商取引の分野では、①電子的手段による情報の自由な越境移転、②サーバー等の自国内設置要求の禁止、③ソースコードの開示・移転要求の禁止といった事業者の海外展開の障壁を削減するための規定を、我が国が締結する多国間EPAにおいて初めて一括して明記。

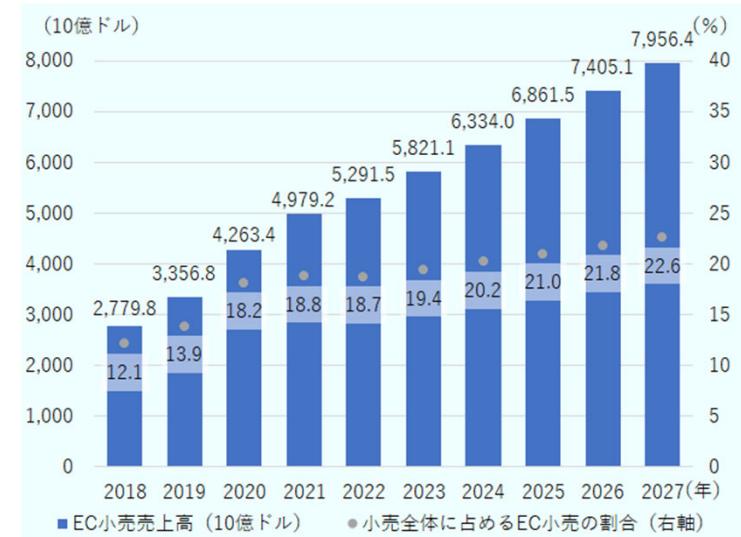
電子商取引章

1. 締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない（14.3条）。
2. 他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクト（コンピュータ・プログラム等、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、電子的に送信ができるもの）に対し、同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない（14.4条）。
3. 企業等のビジネスの遂行のためである場合には、電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転を認める（14.11条）。
4. 企業等が自国の領域内でビジネスを遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない（14.13条）。
5. 他の締約国が所有する大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない（14.17条）。

TPP三原則

（注：3及び4の義務に関しては、「締約国が正当な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げない」ことが確認されている。）

【世界のEC小売市場規模の推移】



（出典：JETRO地域・分析レポート（2024/10/23））

オンラインの活用機会が増大し電子商取引の重要性が高まる中、「TPP三原則」のように先進的かつ包括的なルールが確立されたことで、安定的かつ信頼感をもって電子商取引が行われる環境整備に寄与

協定の特徴③（貿易関連の新たな課題への対応）

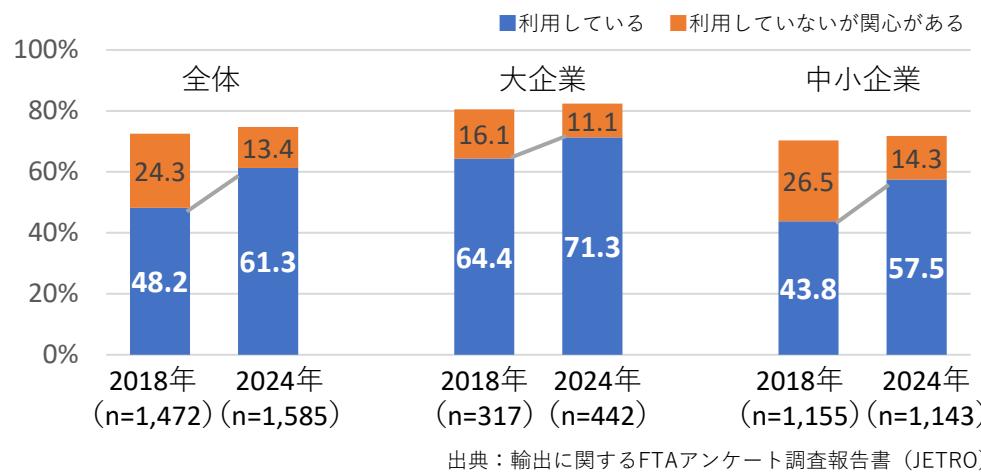
- 国際貿易に関する現代的な課題について、ルールを明確化する重要性の高まり等を踏まえ、国有企业、労働、環境といった分野は、我が国が締結するEPAとしては初めて独立した章で位置付け。

第17章 国有企業及び指定独占企業 公正な競争環境の確保による 市場の透明性向上	第19章 労働 労働者の権利保護による 公平な競争条件の整備	第20章 環境 環境保護と資源管理による 持続可能な経済活動の促進
<p><概要></p> <p>国有企业及び指定独占企業が、物品又はサービスの売買を行う際について、以下規定。</p> <ul style="list-style-type: none">● 商業的考慮に従い行動すること● 他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること● 国有企業への非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと● 国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること等 <p style="text-align: center;">▼</p> <p>国有企业や指定独占企業が商業的判断に基づいて公平・透明に取引を行い、過度な政府支援で市場を歪めないようにすることで、自由で公正な競争環境を締約国間で確保することを目的とする。</p>	<p><概要></p> <p>労働者の権利について、以下規定。</p> <ul style="list-style-type: none">● 国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等（以下「労働法令」）を執行すること● 国際労働機関の1998年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施に関する措置（ILO宣言）に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の法律等において採用・維持すること● 労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み／協力に関する原則等 <p style="text-align: center;">▼</p> <p>国際的に認められた労働者の権利を各国が法制度として採用・維持し、適切に執行・啓発することで、公正・公平な競争条件を確保し、締約国企業の健全な競争力強化につなげることを目的とする。</p>	<p><概要></p> <p>相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関する環境問題に対処するための締約国的能力を高めることを目的として、以下規定。</p> <ul style="list-style-type: none">● 環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び更なる協力のためのルール● 漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール● 野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等 <p style="text-align: center;">▼</p> <p>貿易と環境政策の調和を図りつつ、高水準の環境保護と法令の執行を促進し、漁業資源や野生動植物の持続可能な管理を通じて、締約国間で健全かつ公平な競争条件を確保することを目的とする。</p>

協定の特徴④（中小企業による協定の活用/利用促進）

- 域内の経済活動を活発化するためには、大企業のみならず中小企業によるEPAの活用を積極的に進める必要。
- CPTPPでは、中小企業に特化した章を設け、各国による中小企業のための情報発信など、中小企業がCPTPPによる商業上の機会を利用できるよう必要な規定を措置。
- CPTPPでは、輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する「自己申告制度」を採用し、手続の迅速化、費用（証明書発給の手数料等）の縮減等を期待。

【日本の発効済みFTAの利用率推移（企業規模別）】

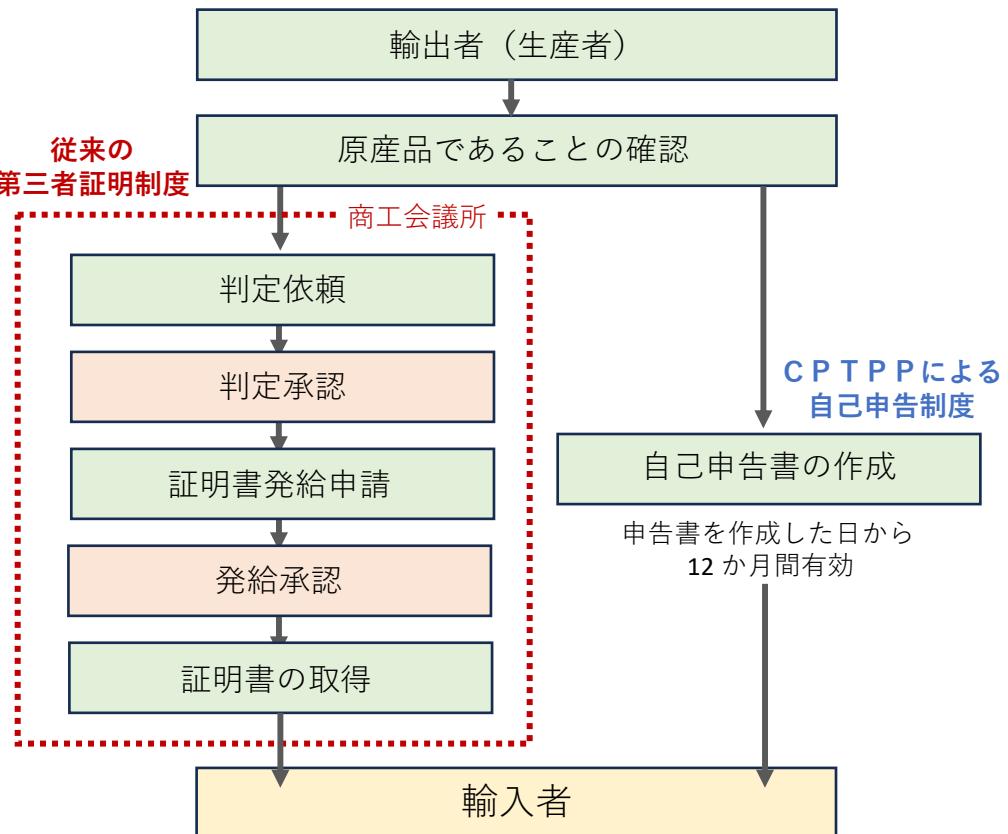


【CPTPP関係説明会等開催実績】

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
開催回数	88	245	69	86	64	52	34
参加者数	6,959	11,599	8,643	15,520	11,292	8,474	8,870

出典：TPP等政府対策本部調べ（2025年4月）

【原産地証明の手続（輸出又は生産者取得の場合）のイメージ】



※ 各省及び政府関係機関が主催で開催した説明会のうち、TPP等政府対策本部で把握できたものの実績を計上。

※ 各省については、内閣官房、財務省、税関、外務省、経産省、農水省、金融庁、公正取引委員会の主催によるもの。

※ 政府関係機関については、独立行政法人等の国の機関の主催によるものとし、民間団体が主催するものは除く。

01 | CPTPPについて（概要）

02 | 交渉経緯と協定の意義・内容

03 | **協定発効後の展開**

04 | 国内における協定の活用

協定発効後の展開

- CPTPPは幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていく意義を有しており、これはルールに基づく自由貿易体制の維持・拡大にも資する。
- CPTPPの更なる発展と我が国経済への一層の貢献を目指し、我が国としてリーダーシップを発揮して取り組んでいく方針。

協定の高い水準を維持しつつ、拡大し続けていく

※バンクーバー声明（2024年11月）から抜粋

一般的な見直し (協定の更新・強化)

一般的な見直しを通じて、我々は、競争的なビジネス環境を維持し、経済成長を加速させ、貿易及び投資の関係を深化させ、環境保全及び気候変動などの共同の地球規模課題に対処する共同の取組に貢献する。

新規加入

CPTPPの拡大は、協定がダイナミックかつ生きたものであり続けることを確保するもの。協定の利益が加入手続を通して継続的に拡大することができるよう、オークランド原則（※）を満たすことができるエコノミーからの関心を歓迎し、引き続きその加入に対して開かれていることを確認する。※ p15参照

貿易・投資に関する パートナーとの対話

CPTPPが国際貿易システムにもたらす好影響を更に強化するため、選定されるパートナーと共に、貿易及び投資の課題について議論することができる、対話を含めたイニシアチブを模索する。

一般的な見直し（協定の更新・強化）について

- CPTPPは「生きた協定」であり、国際経済環境における新たな課題に対処するために進化し続ける必要。
- 協定の定めるところにより2021年から見直し作業に着手。既存協定の見直しやサプライチェーン強靭化などの新たな課題を取り込むことも提案されており、2025年中に対象となる章・分野の特定を行う予定。

一般的な見直しの具体的な作業に向けた付託事項（TOR）を承認（2023年11月）

一般的な見直しの作業進捗に関する中間報告書（2024年11月）

2025年のTPP委員会までにより詳細かつ集中的な議論を迅速に行うこととされた分野

電子商取引

税関当局及び貿易円滑化

環境

事務事項管理

イノベーション

零細・中小企業

金融サービス

経済的威圧

サプライチェーンの強靭化及びバリューチェーン

包摂的な貿易（貿易とジェンダー平等、先住民）

市場歪曲的慣行

持続的な農業及び食料システム

閣僚共同声明において、一般的な見直しの作業進捗を確認（2025年5月）

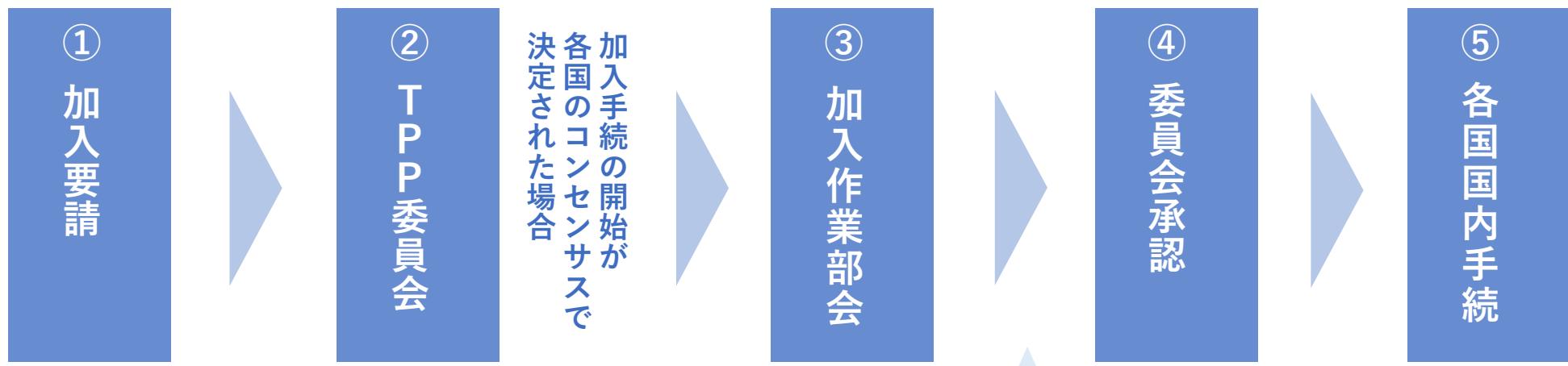
閣僚から、2025年のTPP委員会の前に、必要な部分について、CPTPPを更新及び強化するための勧告を作成するよう、実務者に指示。

注：閣僚共同声明による報告や勧告は、今後議論する分野の限定を意図するものではない。

新規加入について

- 協定第5条では「国又は独立の関税地域が、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従って協定に加入することができる」とされており、原締約国以外のエコノミーが後から加入する途が開かれている。また、新規加入への要請については、オークランド3原則に従って対応することが締約国間で申し合わされている。
- 協定発効以降、英国が12番目の締約国として加盟したほか、コスタリカについて現在加入手続中。また、両国を除き、現在8エコノミーが加入要請を提出済。

【CPTPP加入手続の流れ】



要請国・地域	要請時期
英国	2021年2月
中国	2021年9月
台湾	2021年9月
エクアドル	2021年12月
コスタリカ	2022年8月
ウルグアイ	2022年12月
ウクライナ	2023年5月
インドネシア	2024年9月
フィリピン	2025年8月
U A E	2025年8月

- CPTPPの義務（ルール）遵守の確認
- 市場アクセス（MA）交渉を実施

現在10か国で発効済

英国

新規加入要請への対応に係る原則（オークランド3原則）

- ① 協定の高い水準（ハイスタンダード）を満たす用意があること
- ② 貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること
- ③ CPTPP締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされること

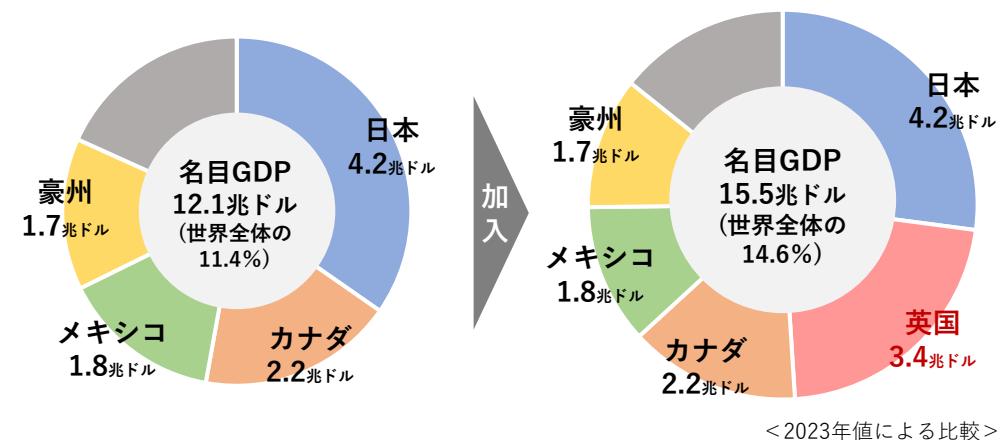
新規加入②（英国の加入）

- 英国はCPTPP発効後初めての新規加入要請国であり、日本としても加入に関する議論をリード。英国の加入によってCPTPP経済圏全体のGDPは約25%増加。
- 英国の加入は、幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていくというCPTPPの意義が、アジア太平洋地域を超えて更に拡大していく上で大きな意義。

【CPTPPへの英国加入に係る動き】

日付	出来事
2021年2月	英国がCPTPPへの正式加入申請を提出
2021年6月	第4回TPP委員会にて、英国の加入作業部会(AWG)設置を決定
2022年3月	ルール遵守確認を終え、市場アクセス交渉開始
2023年3月	英国加入作業部会(AWG)にて、英国のCPTPP加入交渉の実質的な妥結を歓迎する旨の閣僚共同声明を発出
2023年7月	第7回TPP委員会にて、英国の加入議定書への署名式を実施(於: NZ・オークランド)
2024年12月	英国の加入議定書が、英国及び締約国のうち8か国(日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ)について発効(15日) 豪州について英国の加入議定書が発効(24日)

【英国加入による経済圏の拡大】



【英国側関税の引下げ(例)】

品目	ベースレート	合意内容
精米 (短・中粒種)	121GBP/1,000kg	即時撤廃等※1
玄米	25GBP/1,000kg	即時撤廃
米粉	115GBP/1,000kg	即時撤廃
パックご飯等※2	8%+ 38GBP/100kg	段階的に 5年目に関税撤廃

※1：半精米等は、段階的に8年目に関税撤廃。※2：上記品目は、日英EPA(2021年1月発効)ではいずれも「除外」。

※3：パックご飯のほかに、レトルトご飯やアルファ化米が含まれる。

※4：GBP=Great Britain Pound(英ポンド)【1GBP=160円(2022年12月末為替レート)】

新規加入③（コスタリカ概要）

- 中米で最も安定した民主主義国であり、常備軍不保持のほか、中米随一の福祉制度と高い教育水準。
- 2021年にO E C D 加盟を果たしたほか、C P T P P 締約国との間では6か国（メキシコ、チリ、カナダ、ペルー、シンガポール、英国）とF T A を締結。

【コスタリカ基礎データ】

○ 國 土 : 5.1万km² (九州と四国を合わせた広さ)

○ 人 口 : 約515万人

○ 言 語 : スペイン語

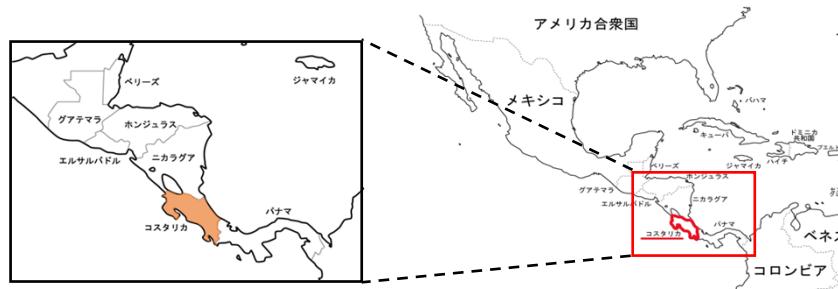
○ 元 首 : ロドリゴ・チャベス・ケサダ大統領
(2022年5月8日就任、任期4年)

○ G D P : 865億ドル、一人当たり16,390ドル

○ 政治関係

1935年 外交関係樹立 (1941年 外交関係中断)

1952年 外交関係再開



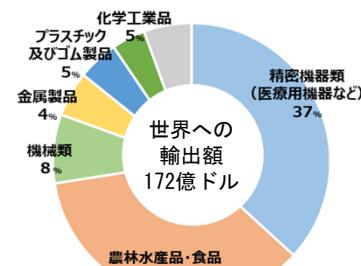
【コスタリカとの貿易概況】

(単位 : 億円)

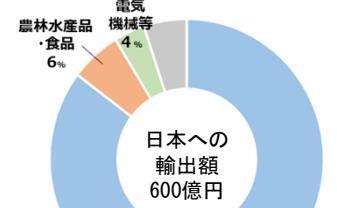
	2022年	2024年
日本から世界への輸出額	981,736	1,070,879
うちコスタリカ	609	886
コスタリカ割合	0.06%	0.08%
世界から日本への輸入額	1,185,032	1,125,591
うちコスタリカ	600	863
コスタリカ割合	0.05%	0.08%

【コスタリカの輸入・輸出品目構成比 : 2022年】

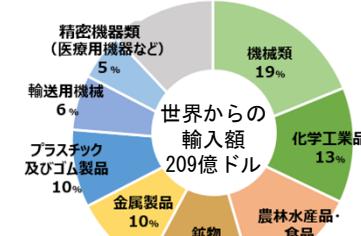
(コスタリカ → 世界)



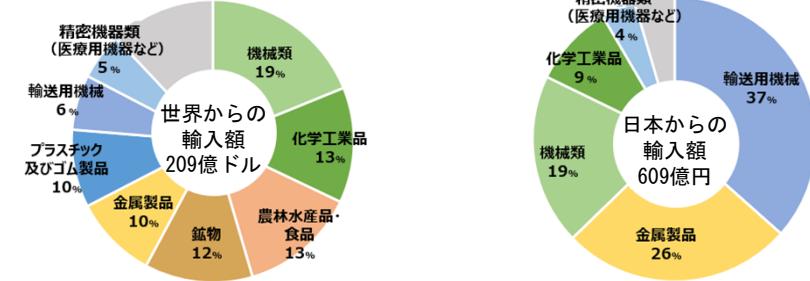
(コスタリカ → 日本)



(世界 → コスタリカ)



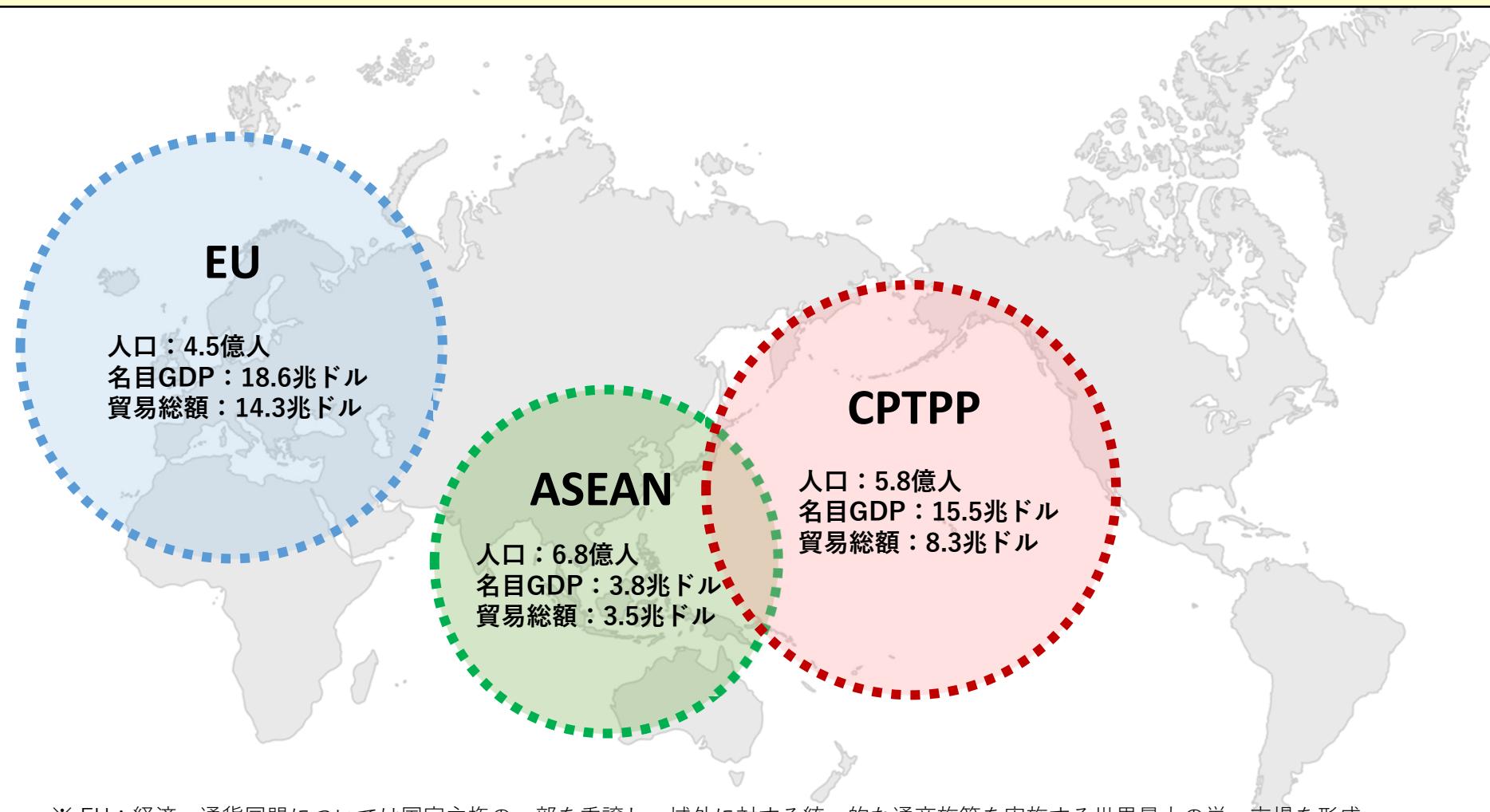
(日本 → コスタリカ)



(出典 : OEC(The Observatory of Economic Complexity)、財務省「貿易統計」)

貿易・投資に関するパートナーとの対話について

- 世界の経済情勢が混乱を増す中、ルールに基づく貿易システムへの支持を示し「CPTPPが国際貿易システムにもたらす好影響を更に強化する」ため、パートナーを選定し、貿易及び投資に関する共通の課題について対話することを模索。
- 2025年は可及的速やかに欧州連合（EU）及び東南アジア諸国連合（ASEAN）との対話に向けた作業を進める。



※ EU：経済・通貨同盟については国家主権の一部を委譲し、域外に対する統一的な通商施策を実施する世界最大の単一市場を形成

※ ASEAN：過去10年間に高い経済成長を見せており、今後世界の「開かれた成長センター」となる潜在力が世界各国から注目されている

01 | CPTPPについて（概要）

02 | 交渉経緯と協定の意義・内容

03 | 協定発効後の展開

04 | **国内における協定の活用**

総合的なＴＰＰ等関連政策大綱

- 我が国がCPTPP（その他の経済連携協定を含む）を積極的に活用して経済成長を実現するため、2015年に「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」を策定。
- 大綱では政策目標とＫＰＩを設定し、ＫＰＩの進捗状況については定期的にフォローアップを実施。

総合的なＴＰＰ等関連政策大綱

1. 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み

- (1) きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実：
 - ① TPP等の普及・啓発、② 中堅・中小企業等のための相談体制の充実
- (2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援：
 - ① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化、② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進、
 - ③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進、④ インフラシステムの海外展開促進、
 - ⑤ デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

2. TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化

- (1) TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上：イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- (2) TPP等を通じた対内投資活性化の促進：地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大
- (3) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進：
 - ① 地域に関する情報発信、② 地域リソースの結集・ブランド化、
 - ③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

3. 分野別施策展開（農林水産業、食の安全・安心、知的財産等）

- (1) 農林水産業：① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）、② 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）
- (2) 食の安全・安心
- (3) 知的財産：① 特許・商標関係、② 著作権関係、③ 地理的表示（G I）関係、④ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係
- (4) 政府調達、(5) その他

大綱におけるKPIとその達成状況

- 大綱の柱である「海外市場の取り込み」、「国内産業の競争力強化・進化」、「農林水産業を中心とする施策展開」のいずれの分野でも着実な進捗が見られ、大綱策定以来の施策の効果が徐々に浸透。

政策大綱におけるKPI	実績
政策目標1: 海外市場の取り込み	
セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度 80%以上	94.7% / 93.9% (2024年度)※1
相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度 80%以上	96.1% / 96.9% (2023年度)※2
2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を 35.5兆円	34.7兆円 (2022年度)
総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率 60%以上	63.0% (2023年度)
海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)で 10%向上	17.6% (2021年度)
放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに 5,000本 に増加	3,900本 (2023年度)
2030年の農林水産物・食品の輸出額 5兆円 目標の達成	1兆5,071億円 (2024年)
2030年に 45兆円 のインフラシステムの受注	約31兆円 (2022年)
政策目標2: 国内産業の競争力強化・進化	
革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施 2025年までにサービス産業の労働生産性上昇率を 2.0%	1.38% (2023年)
外国企業の対内直接投資残高を2030年に 120兆円 、2030年代前半のできるだけ早期に 150兆円 とすることを目指す	53.3兆円 (2024年末時点)
訪日外国人旅行者数について、2030年に 6,000万人 訪日外国人旅行消費額について、2030年に 15兆円	旅行者数 3,687万人 (2024年:暫定値) 旅行消費額 8兆1,257億円 (2024年)
政策目標3: 分野別施策展開(農林水産業等)	
2030年の農林水産物・食品の輸出額 5兆円 目標の達成 <再掲>	1兆5,071億円 (2024年)

※1: 経産省実施分は94.7%、外務省実施分は93.9%

※2: 経産省実施分は96.1%、財務省実施分は96.9%

CPTPP締約国との貿易動向

- 日本とCPTPP締約国間の貿易額は、日本と世界全体の貿易額と比較して増加傾向。
- 個別の品目についても、CPTPPによる関税引下げ等、輸出の増加や消費者のメリットが発生。

1. 貿易の動向

出典:貿易統計(財務省)※2024年値は確々報値

(対CPTPP締約国※)

- ・輸出額:(2018年) 10.7兆円→(2024年) 14.4兆円 34%増
- ・輸入額:(2018年) 14.2兆円→(2024年) 21.4兆円 51%増

(参考:対世界全体)

- ・輸出額:(2018年) 81.5兆円→(2024年) 107.1兆円 31%増
- ・輸入額:(2018年) 82.7兆円→(2024年) 112.6兆円 36%増

(参考:農林水産品の対CPTPP締約国への輸出額)

- ・(2018年) 1,157億円→(2024年) 2,348億円 103%増
(同期間に対世界全体: 55%増)

※ カナダ、オーストラリア、メキシコ、シンガポール、ベトナム、ニュージーランド、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ(10か国)

2. 国別・品目別の輸出の増加(例)

CPTPPにより関税引下げ等が行われた国・品目での日本からの輸出額が増加。

[例] (対カナダ) 自動車・自動車部品: (2018年) 5,519億円 → (2024年) 9,962億円 80%増 (乗用車の関税: 6.1% → 5年目撤廃)

(対カナダ) ごま油: (2018年) 6.3億円 → (2024年) 14.1億円 124%増 (ごま油の関税: 6%、11%→即時撤廃)

(対メキシコ) 鉄鋼・鉄鋼製品: (2018年) 1,961億円 → (2024年) 3,383億円 73%増

(一部の鉄鋼製品(パイプ、構造物等)の関税: 5~15% → 即時撤廃又は 5~10年目撤廃)

(対ニュージーランド) 自動車・自動車部品: (2018年) 1,702億円 → (2024年) 2,203億円 29%増 (乗用車の関税: 10% → 即時撤廃)

(対ベトナム) さば(冷凍): (2018年) 31.2億円 → (2024年) 35.5億円 14%増 (さば(冷凍)の関税: 18% → 即時撤廃)

3. 国内消費者への効果(例)

CPTPPによる関税引下げ等が行われたことにより、消費者が様々な商品を安く手に入れる可能性が拡大。

[例](対カナダ) ずわいがに(冷凍): 関税: 4% → 即時撤廃

(対ニュージーランド) ワイン(2L以下の容器入りにしたもの): 関税: 15%又は125円/Lのうち低い税率 (ただし、税率が67円/Lを下回る場合は67円) → 8年目撤廃

(対カナダ) 消毒剤: 関税: 3.9% → 即時撤廃

※ 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大、ロシアによるウクライナ侵略、資源価格の変動、為替変動といったCPTPP以外の要因も影響していることに留意

【参考資料】アジア太平洋地域における国際的な経済枠組みの進展

